

## 須坂市体育施設および学校開放施設の スポーツ団体未使用時の使用方法について

施設の有効利用及び子どもたちの心身の健康と運動能力向上を育み、誰でも運動(遊ぶ)できる機会を提供するため施設が空いている時間帯について使用許可を受けてない子どもたちなどが自由に施設を利用できるよう下記のとおり変更します。

### 記

#### 1, 対象施設

- ①北部運動広場
- ②県民須坂運動広場
- ③福島スポーツ広場
- ④各学校グラウンド ※体育館は鍵等の問題もあり、対象としない

#### 2, 使用方法

- ①申請書等は不要
- ②施設が空いている時間帯のみ使用可能（占有しないため）
- ③使用料は徴収しない

#### 3, 使用できない方

- ①登録団体
- ②協会や連盟等に所属するチーム(団体)※子ども～大人すべて対象
- ③クラブとして組織し、定期的(1か月に1回程度)活動をしている団体

#### 4, 開始時期

2023年5月1日(月)

社会共創部文化スポーツ課スポーツ振興係  
峯村清一(課長) 関野勝仁(担当者)  
TEL:026-248-2020  
Email:bunkasports@city.suzaka.nagano.jp